

避難階段

について

西日本防災システム



避難階段とは

建基令第122条、123条

避難階段とは、階段室に火災や煙が侵入してこないような構造に造られる階段をいいます。特別避難階段ともいいます。

直通階段のうち、地上5階以上14階以下の階又は地下2階に通ずるものは原則として、避難階段又は特別避難階段としなければなりません。また地上15階以上又は地下3階以下に通ずるものは原則として、特別避難階

としなければなりません。ただし主要構造部が耐火構造である建築物で、床面積の合計100㎡以内ごとに耐火構造の床、壁又は特定防火設備で区画されている場合は、適用除外となります。

物品販売業を営む店舗（延べ床面積が1,500㎡を超えるもの）のうち、3階以上に売場を有するものは、二つ以上の屋上に通ずる直通階段を備え、かつ避難階段又は特別避難階段としなければなりません。

5階以上に売場を有するものは1つ以上の直通階段を特別避難階段としなければならない。

付加基準：建基令第124条、125条3項

下表参照

NBS

避難階段又は特別避難階段の設置について

| 用途 | | 避難階段又は特別避難階段とすべき直通階段 | 特別避難階段とすべき直通階段 |
|---|-----|----------------------------|--|
| 全ての建築物 | 地上階 | 5階以上の階に通ずるもの | 15階以上の階に通ずるもの |
| | 地階 | 地下2階以下に通ずるもの | 地下3階以下に通ずるもの |
| 物品販売業を営む店舗（床面積の合計が1,500㎡を超えるもの）で、3階以上の階を当該用途に供する建築物 | 地上階 | 各階の売り場及び屋上広場に通ずる、もの（2箇所以上） | 5階以上の売り場に通ずるもの（1箇所以上） 15階以上の売り場に通ずるもの |

注 主要構造部が準耐火構造又は不燃材料で造られた建築物で、5階以上の床面積の合計が100㎡以下のものについては、避難階段の設置が免除されます。

また、主要構造部が準耐火構造又は不燃材料で造られた建築物で、地下2階以下の階の床面積の合計が100㎡以下のものについても免除されます。



西日本防災システム
NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd
<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社Top Pageへ